

平成 23 年 9月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)				区分		
19	償還金				新規	拡大	継続
会計区分	款	項	目	所管			
国民健康保険事業特別会計	11	1	3	保健福祉局 福祉部 国民健康保険課			
事務事業の位置付け							
しあわせ倍増プラン2009		番号		事業名			
総合振興計画新実施計画		事業コード		事業名			
根拠法令・条例・規則等		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第2項					
予算要求事業の概要							
内容	療養給付費等負担金の過年度精算による返還金を納付します。 過年度分の出産育児一時金の過大交付分を返還します。 過年度分の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の過大交付分を返還します。						
目的・目標	<p>&lt;目的&gt; 療養給付費等負担金については、前年度分の実績報告を6月に実施します。返還額がある場合は、翌年3月に国庫に返還します。 出産育児一時金の支給実績及び高齢者医療制度円滑運営事業の事業費が、見込みより少なかったため、過大に交付された補助金を国庫に返還します。</p> <p>&lt;目標&gt;</p>						
現状と課題	<p>&lt;現状(平成22年度末)&gt; 療養給付費等負担金については、前年度の1月に8か月分の給付実績を報告し、概算交付を受けましたが、翌年度(本年度)に12か月分の給付実績を基に精算額を算出し、過大交付分を返還します。 出産育児一時金補助金は、当初申請時の見込みより実績が少なかった場合は返還が必要ですが、逆の場合は追加交付されません。</p> <p>&lt;課題&gt; 出産育児一時金補助金については、当初の見込みより実績が少ない場合は追加交付されないため、当初見込みを過大に見込んでしまう傾向になる恐れがあります。</p>						
今後のスケジュール	平成23年度中に返還予定 療養給付費等負担金については、6月の実績報告事前提出、7月の本提出を経て、確定します。 出産育児一時金補助金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については、実績報告を4月に提出し、過不足額が確定します。その後年度内に返還する予定です。						

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	法令により返還が義務付けられています。補正しなければ返還できません。
	実施義務	根拠法令等 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第2項
	他市の実施状況	政令市：全市実施 県内他市：全市実施
効果	対象者	国
	効果	国の療養給付費等負担金等の精算による返還

3 補正前予算と補正予算要求の内容

(単位：千円)

区分	金額	備考
平成23年度	<b>補正前予算</b>	1 <積算内訳> 1 償還金
	財源内訳 一般財源	1
9月補正予算	<b>補正予算要求</b>	851,229 <積算内訳> 1 療養給付費等負担金返還金 848,749 2 出産育児一時金補助金返還金 1,280 3 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還額 1,200
	財源内訳 一般財源	851,229
	<b>財政局長査定</b>	851,229 <査定内容> 1 療養給付費等負担金返還金 848,749 2 出産育児一時金補助金返還金 1,280 3 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還額 1,200
		<p>&lt;査定理由&gt; 事業の実績に基づき確定した償還金であり、速やかに対応する必要があると判断し、9月補正予算に計上することとしました。</p>
	<b>市長査定</b>	851,229 <査定内容> 1 療養給付費等負担金返還金 848,749 2 出産育児一時金補助金返還金 1,280 3 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還額 1,200
	財源内訳 一般財源	851,229
		<p>&lt;査定理由&gt; 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。</p>